

**「京都市内における大阪・関西万博関連イベント（仮称）」開催業務
プロポーザル募集要領**

1 業務趣旨

令和7年4月23日に、大阪・関西万博会場で開催した「EXPO KYOTO MEETING ～和のこころと地球の未来～（以下、「MEETING」という。）」を踏まえ、「京都市内における大阪・関西万博関連イベント（仮称）」として、MEETINGに参画した事業者、団体、有識者など、多様な人材・企業等が、再び交流する機会を設け、また、ユースのさらなる成長を促すことで、万博のレガシーとして京都の発展に着実につなげることを目的とする。

2 業務内容

（1）業 務 名

「京都市内における大阪・関西万博関連イベント（仮称）」開催業務

（2）業 務 内 容

仕様書のとおり

（3）契 約 期 間

契約締結日から令和7年12月26日（金）まで

（4）委 託 上 限 額

5,995,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たす企業、又は複数の企業及び個人からなる共同企業体であること。

- （1）運営計画策定業務、スタッフ確保及びイベント運営業務のそれぞれについて、同種又は類似の業務実績（令和2年度～令和6年度の間に元請けで行った実績に限る。）を有すること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （3）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- （4）京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- （5）企画提案募集に係る公告の日から参加表明書の提出までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

(7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4 参加手続

(1) 事務局及び問合せ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

大阪・関西万博きょうと推進委員会事務局（京都市産業観光局産業企画室内）

電話 075-222-3325 FAX 075-222-3331

メールアドレス sangyokikaku@city.kyoto.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間

公募開始日～令和7年7月25日（金）

（土、日、祝日を除く。午前8時45分から午後5時30分まで）

イ 配布場所及び受付場所

上記（1）の事務局で配布するほか、

京都市情報館（<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000343047.html>）からダウンロードできる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和7年7月25日（金）午後5時30分【必着】

※ 提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所

上記（１）のとおり。

ウ 提出方法

上記（１）まで、郵送（書留郵便、レターパックなど到着確認ができる手段に限る）又は直接持参とする。かつ、上記（１）メールアドレス宛に電子データを提出すること。

5 質疑・回答

（１）受付期間：公募開始日～令和７年７月１５日（火）午後５時３０分

（２）質疑方法：電子メールにより、４（１）に提出すること。

（３）質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「京都市内における大阪・関西万博関連イベント（仮称）開催業務に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

（４）回答日：令和７年７月１７日（木）

（５）回答方法：質問への回答は

京都市情報館（<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000343047.html>）に掲示し、個別には回答しない。

6 応募書類

（１）提出書類及び部数

別紙１「企画提案応募提出書類一覧」のとおり。

（２）提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7 評価方法等

（１）評価基準

別紙2「企画提案の評価基準」（以下、「評価基準」という。）のとおり。

（2）書面審査

応募者が多数の場合は、企画提案書及び価格提案書について書面審査を行い、プレゼンテーション及びヒアリングを行う者を選定する。

（3）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。日時は、令和7年7月29日（火）午後を予定しており、日程のご確保をお願いする。場所については京都市役所、詳細な時間は別途通知する。

（4）評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて有識者の意見（採点等）を聴取したうえで評価する。

（5）候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、（4）の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が40点未満の場合は、候補者として選定しない。

（6）その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2（4）の委託上限額を超える場合

エ 推進委員会が示す仕様を満たさない提案を行った場合

オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

カ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知するとともに、大阪・関西万博きょうと推進委員会公式ホームページにおいて、結果を公表する。

9 契約手続

（1）候補者に選定された者と大阪・関西万博きょうと推進委員会事務局との間で、委託内容、経費等について再度調整を行ったうえで協議が調った場合、委託契約を締結す

る。

- (2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払とするが、大阪・関西万博きょうと推進委員会が認める場合は概算払も可能とする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、推進委員会から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、推進委員会が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 応募書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時間及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 参加者が1者の場合は、本プロポーザルを中止することや、再度プロポーザルを行うことがある。